

3文科初第2080号
子発0210第6号
令和4年2月10日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「一時預かり事業の実施について」の一部改正について

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の一部を別添のとおり改正し、令和4年2月8日より適用することとしたので、通知する。

については、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

一時預かり事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 事業の内容（略）</p> <p>4 実施方法</p> <p>（１）～（６）（略）</p> <p><u>（７）新型コロナウイルス感染症特例型</u></p> <p>① <u>実施場所</u></p> <p><u>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所又は子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う施設（以下「特例保育施設」という。）並びに地域子育て支援拠点その他の場所（公民館、児童館等）で実施すること。</u></p> <p>② <u>対象児童</u></p> <p><u>ア 子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する認定を受けた子ども（同法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる子どもに該当する認定を受けた子どもについては、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもに限る。）であって、在籍する同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）が新型コロナウイルス感染症の影響に</u></p>	<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 事業の内容（略）</p> <p>4 実施方法</p> <p>（１）～（６）（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>より休園又は縮小したため、在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等において実施する本事業を利用する乳幼児。</u></p> <p><u>イ 在籍する施設・事業所が新型コロナウイルス感染症の影響により休園又は縮小したため、在籍する施設・事業所とは別の①に掲げる実施場所において本事業を利用する乳幼児（保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児に限る。）のうち、アに該当しない乳幼児。</u></p> <p>③ <u>設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修</u></p> <p><u>ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（１）、（２）、（５）及び（６）において定める基準に準じて行う。</u></p> <p><u>ア 幼稚園以外又は居宅以外において実施する場合 一般型又は地域密着Ⅱ型</u></p> <p><u>イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型Ⅰ</u></p> <p><u>ウ 居宅において実施する場合 居宅訪問型（ただし、居宅訪問型の（５）②に掲げる対象児童の要件は適用しない。）</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p><u>（５）新型コロナウイルス感染症特例型</u></p> <p><u>① 代替保育の対象となる乳幼児の受入れに当たっては、感染防止に十分配慮した上で実施すること。</u></p> <p><u>② 本事業の実施に当たっては、市町村の判断により、乳幼児の保護者が社会機能維持者である場合や、代替保育の必要性の高いひとり親世帯等に限定又はこれらの者の子どもを優先的に利用させることができる。</u></p>	<p>5 留意事項</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。<u>ただし、新型コロナウイルス感染症特例型については保護者負担を求めないこと。</u></p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>なお、緊急一時預かり又は幼稚園型Ⅱの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。</p> <p>7 費用（略）</p>	<p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>なお、緊急一時預かり又は幼稚園型Ⅱの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。</p> <p>7 費用（略）</p>